

# 祝・西九州大学 看護学部が開学！

問 都市計画課（東館1階）【担当】岩本・富永 ☎37・6121

小城市の花である桜が開花時期を迎え、春の訪れを感じる4月、小城市で初めての大学として、西九州大学 看護学部が開学しました。

将来の目標に向け、希望に満ちた学生が小城市で勉学に励み、新たな人生のスタートを切ることとなります。

地域の皆さんには、通学および学部運営についていろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、2号館1階図書館および3号館1階学生食堂は一般開放されますので、ぜひご利用ください。



## 2号館1階 図書館

【一般開放】

<月～金曜日>

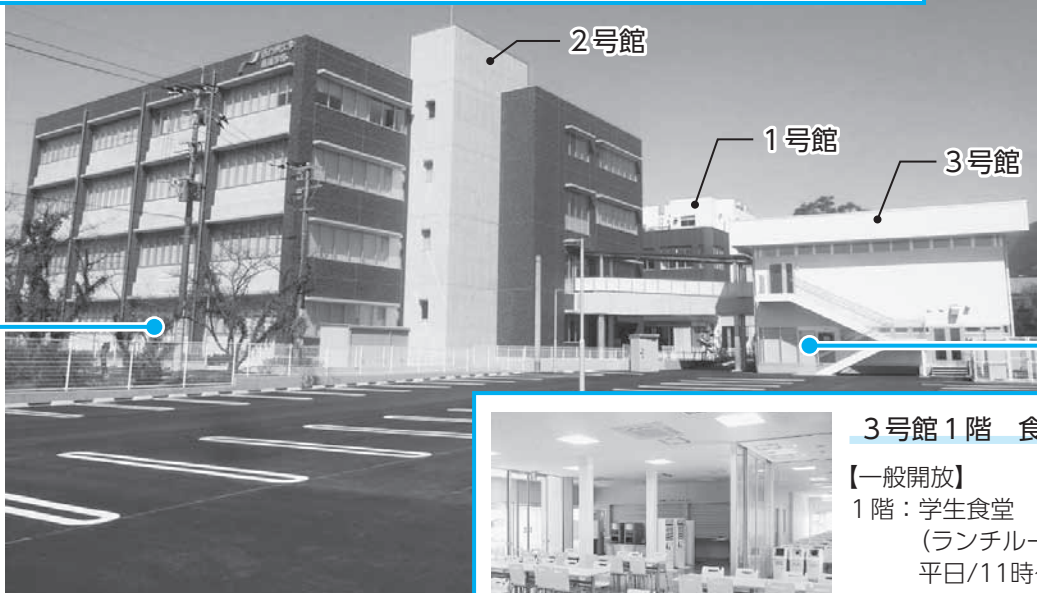
開館時間：①8時30分～21時（授業期間）

②8時50分～17時30分（夏休みなど休業期間）

<第2・4土曜日>

開館時間：9時30分～16時30分

【休館日】日曜、祝日 他



AR動画が見られます



## 3号館1階 食堂

【一般開放】

1階：学生食堂

（ランチルーム200人）

平日/11時～19時ごろ

2階：売店

平日/9時～18時ごろ

### 1号館



1階：事務室フロア

2階：講義室、実習指導室

3階：大講義室

### 2号館



1階：図書館など

2階：基礎・成人・老年看護実習室など

3階：在宅・精神・公衆衛生看護実習室、母性・小児看護実習室など

4階：教員フロア

### 3号館



1階：学生食堂

2階：売店、大講義室

年に一度は  
健診を!!



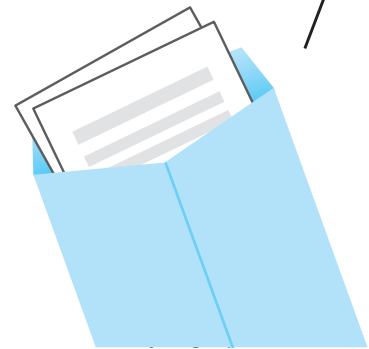
# 5月22日(火)から 総合健診が始まります!

【受付時間】 8時30分～10時30分 (子宮頸がん検診の開始時間は10時から)

## 総合健診の日程表

会場	日程
アイル (牛津保健福祉センター)	・ 5月22日(火)～25日(金) ・ 5月27日(日)～29日(火)
ひまわり (芦刈保健福祉センター)	・ 6月7日(木)～8日(金) ・ 6月10日(日)～12日(火)
桜楽館 (小城保健福祉センター)	・ 6月14日(木)～15日(金) ・ 6月17日(日)～21日(木) ・ 6月29日(金)～30日(土) ・ 7月1日(日)～5日(木)
ゆめりあ (三日月保健福祉センター)	・ 7月27日(金)～31日(火) ・ 8月1日(水)～3日(金)

健診の案内は  
5月の中旬に全ての  
世帯へ発送します!



左記の日程で受けることができます!

## 健(検)診の項目

小城市ホームページから

健(検)診名	対象者	自己負担額
特定健診	40～74歳 (小城市の国保加入者)	1,000円
一般健診	20～39歳	1,500円
後期高齢者健診	75歳以上等の後期高齢者 医療保険加入者	無料
結核検診	65歳以上	無料
肺がん検診	40歳以上	レントゲン 200円 レントゲン+ <sup>かくたん</sup> 喀痰 700円
胃がん検診	40歳以上	800円
大腸がん検診	40歳以上	400円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	500円
乳がん検診	40歳代の女性 (2方向)	1,100円
	50歳以上の女性 (1方向)	600円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
肝炎ウイルス検診	20歳以上で過去に検査を 受けていない人	無料
骨粗しょう症検診	40歳以上	500円

※社会保険(協会けんぽ、共済組合、国保組合、健康保険組合など)に加入されている被扶養者(40～74歳)には、その保険者から「特定健診受診券」が発行されます。総合健診で特定健診を受ける人はその「受診券」と「保険証」をお持ちください。  
※後期高齢者医療加入者と生活保護世帯は全ての健(検)診が無料です。

※がん検診で100%がんが見つかるわけではありません。がんが見つげづらい場所にあたり、見つけづらい形である場合もあります。  
※がん検診では、がんがなくても精密検査や治療が必要と判定される場合があります。

## 慢性腎臓病（CKD）は国民の8人に1人！

### 慢性腎臓病（CKD）ってどんな病気？

慢性腎臓病（CKD）は、自覚症状がないまま、徐々に腎機能が低下していく病気で、主な原因は、高血圧や糖尿病、メタボ、加齢などによって起きるとされています。

CKDは将来、人工透析になる可能性があると同時に、心臓病や脳卒中を起こす危険性が約3倍高まることがわかっています。

### 特定健診では、腎臓の働きがわかる検査があります！

- ① **eGFR（推算糸球体ろ過量）** → 血液検査（血清クレアチニン）  
腎臓が老廃物を尿へ排泄する力を示し、値が低いほど腎機能が悪くなっています。
- ② **尿蛋白** → 尿検査  
腎臓が傷ついた結果、尿中に蛋白が漏れ出します。  
（ただし、激しい運動の後や高熱時など一時的に尿中に蛋白が出ることもあります）

### 小城市の状況は？

平成28年度特定健診結果で、eGFRが50未満で腎機能が低下している人の割合が県内で5番目（20市町中）に多い状況です。

## 受診率が低い傾向です

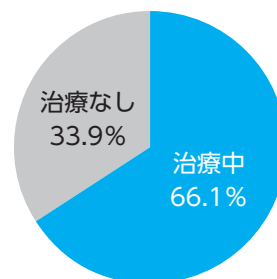
特定健診受診率(平成28年度)

	受診率
小城市国保	42.8%
県内順位 (20市町村中)	11位

## 治療中の皆さんへ

健診未受診者のうち66.1%は、現在定期的に病院に受診し、治療している人です。しかし、通院での保険診療では、診断名に関係のない検査はできないようになっています。特定健診には、普段検査をされていない項目も含まれています。次の受診の際に「特定健診受診券」を持参し、特定健診を受けましょう。

特定健診  
未受診者内訳  
(平成28年度)



問 健康増進課（西館1階）【担当】古賀・横尾 ☎37・6106

## 20歳以上の市民対象

# おぎ健康マイレージ

健康づくりを頑張って「あーも！くん」シールを3枚集めよう！！

特定健診や  
がん検診を受診



健康づくり事業や  
自分で取り組む健康  
づくりに参加・実践

シール1枚

シール2枚

おぎ健康マイレージパンフレット配布期間 平成30年4月2日～平成31年3月29日

「健康マイレージ」とは、特定健診やがん検診（集団および個別）の受診、健康づくり教室への参加、自分で取り組む健康づくり（週1回の休肝日、野菜を先に食べるなど）でもらえるシールを集め、景品をもらって健康づくりへの関心を高めてもらう取り組みです。

問 健康増進課（西館1階）【担当】篠原・小林 ☎37・6106

あーも！くんシールを3枚集めて  
保健福祉センター利用券  
または景品と交換！！

以下の①～③のいずれか1つ

- ①入浴またはトレーニング室利用券
- ②500円相当の食事券(先着100人)
- ③景品

※利用券・景品の交換は平成31年3月29日までです。利用券の有効期限は平成31年3月31日までです。  
※景品はなくなり次第終了です。



小城市食育キャラクター  
「あーも！くん」

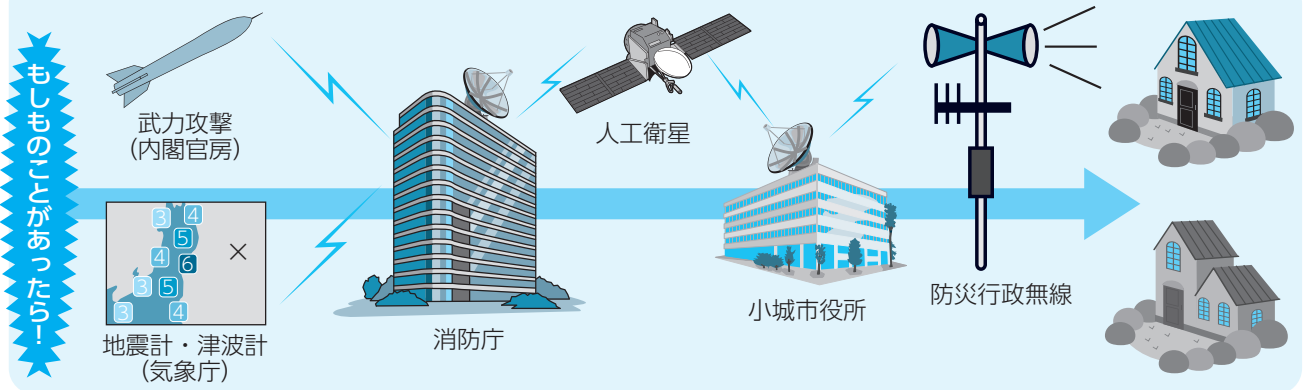
# 全国一斉の緊急情報の伝達訓練を行います

小城市ホームページから  
Jアラート 検索

問 防災対策課 (西館2階) 【担当】友田・辻 ☎37・6119

全国瞬時警報システムとは、津波警報、武力攻撃・大規模テロなどの対処に時間的余裕のない緊急情報が、国から人工衛星を介して送信され、これを市が受信し、防災行政無線により24時間体制で瞬時にお知らせするものです。防災行政無線を使って確実に皆さんへお伝えするため、下記の内容で情報伝達訓練を行います。

## 全国瞬時警報システム



### ◆訓練日時

**5月16日(水) 11時ごろ**  
※当日は、全国各地で実施されます。

### ◆小城市での放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰返し)  
+「こちらは、防災小城市です。」+ 防災行政無線チャイム  
※夕方の定時放送と同じくらいの音量で放送します。

# マイナンバーカードを利用した電子申請サービス「子育てワンストップサービス」を開始しました

小城市ホームページから  
子育てワンストップ 検索

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内において、子育てに関する行政手続きの一部がワンストップでできる「子育てワンストップサービス」の電子申請を開始しました。

## 電子申請できるサービス

- ・児童手当の手続
- ・保育所の入所申請
- ・妊娠の届出

## 準備する物

- ・マイナンバーカード
- ・インターネットに接続できるパソコン
- ・ICカードリーダーライター (マイナンバーカード対応のもの)
- ・マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可

## 「マイナポータル」

(<http://myna.go.jp/>)  
から、手続きを行ってください。

## 【問合せ】

・児童手当

社会福祉課

子育て支援係

【担当】古賀・今泉

☎37・6107

・保育所入所

保育幼稚園課

保育幼稚園係

【担当】松尾・矢ヶ部

☎37・6109

・妊娠届

健康増進課 母子保健係

【担当】松尾・古川

☎37・6106

※保育施設の入所申請や母子手帳の発行は、担当課での面接が必要です。



マイナンバーキャラクター  
「マイナちゃん」

# 平成30年度 小城市国保人間ドック助成の 申し込みを受け付けます

小城市ホームページから  
人間ドック 費用助成 検索

- ◆**対象者**
- ・申請日時時点で小城市国民健康保険の加入期間が1年以上の人
  - ・平成30年4月1日現在30歳以上で、検査日に75歳未満の人
  - ・国民健康保険税を完納している世帯の人
  - ・平成30年度の特定健診※を受診していない人
- ※特定健診とは40歳以上75歳未満の人を対象とした健診のことです。

◆**申込期限** 5月21日（月）〔必着〕

◆**申込方法** 助成希望者は、下記の助成申込書に必要事項を記入し、国保年金課、または各出張所市民課窓口で直接申し込むか、郵送で申し込んでください。

◆**個人負担額（今年度から負担額が変更になっています）**

- ①**市内の医療機関で受ける人** ※市内の指定医療機関に限ります。  
個人負担は**15,000円**（小城市国民健康保険から**21,500円**を助成します）
- ②**市外の医療機関で受ける人（定員20人）**  
受診にかかった費用の7割のうち、**21,500円**を上限として助成します。

◆**助成期間** 平成31年1月31日までの検査分  
※市外へ転出した場合や他の健康保険に加入した場合は、受診決定後であっても助成できません。  
※健診結果に基づき、市の保健師などが事後指導を行う場合があります。

◆**申込受付後の通知について**  
審査後、助成の「可・否」を通知します。  
助成対象となった人は、「小城市人間ドック助成券」を受け取りに必ずご来庁ください。

【問合せ・申込み】 〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2  
国保年金課（西館1階） 【担当】 後藤・塚元 ☎37・6101

✂ ----- キ リ ト リ 線 ----- ✂

平成30年度 小城市国民健康保険 人間ドック助成申込書				
被保険者番号	受診者名	生年月日	性別	受診を希望する医療機関
小城 -		S 年 月 日	男 ・ 女	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
小城 -		S 年 月 日	男 ・ 女	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
住所	〒 - 小城市 町			
日中連絡のつく電話番号		( ) -		

取得した個人情報は、申請者との連絡のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

# 平成30年度からの国民健康保険税率改正のお知らせ

小城市ホームページから  
国民健康保険税 改正 検索

問 国保年金課 (西館1階) 【担当】川浪・原口 ☎37・6101

## 《税率が改正されます》

区分	算定区分	H29年度まで	H30年度から
医療給付分 (国保加入者全員に課税)	所得割	9.60%	10.00%
	均等割	26,400円	26,800円
	平等割	32,400円	33,700円
後期高齢者支援金等分 (国保加入者全員に課税)	所得割	2.40%	2.60%
	均等割	6,800円	6,600円
	平等割	8,000円	7,800円
介護納付金分 (介護第2号被保険者) (40歳から64歳までの人に課税)	所得割	2.50%	2.30%
	均等割	9,100円	7,200円
	平等割	5,700円	4,000円

国民健康保険制度改正により、平成30年度から都道府県が国保運営の責任主体となり、国保財政の安定化を図ることとなりました。都道府県は、国保税の標準的な算定方式等に基づい

て、市町村ごとの標準保険税を算定・公表し、市町村では、都道府県が示す標準保険税率等を参考に、平成30年度からの国保税の算定方式等を定めることとなります。国保の手続きはこれ

までどおり小城市で行います。国保被保険者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。



## 《課税限度額が引き上げられます》

	改正前	改正後	備考
医療分	54万円	58万円	4万円引き上げ
後期高齢者支援分	19万円	19万円	改正なし
介護分	16万円	16万円	改正なし
計	89万円	93万円	4万円引き上げ

## 《軽減判定所得基準額が引き上げられます》

区分	世帯の合計所得 (国保加入者と特定同一世帯所属者)
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (27→27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計数)
2割軽減	33万円 + (49→50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者の合計数)

# 市が所有する車両を一般競争入札により売却します

小城市ホームページから  
車両 売却 検索

問 財政課 (西館2階) 【担当】西・野村 ☎37・6117

▶バス (平成20年式)  
大人4人+子ども18人乗り  
詳細は、市のホームページをご覧ください。担当課へ問い合わせください。



▶消防積載車 (平成10年式)



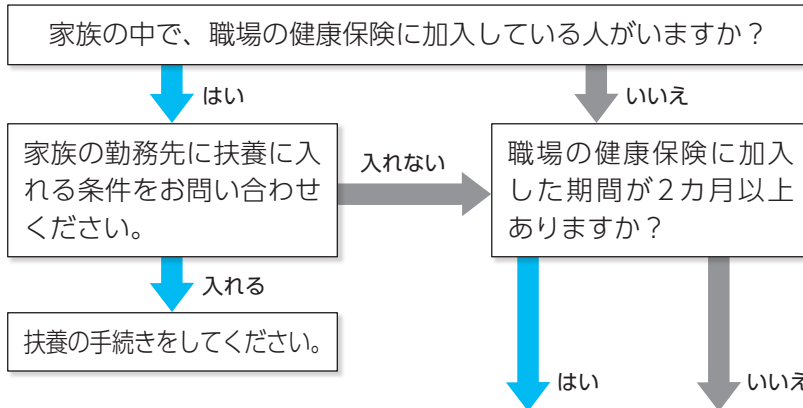
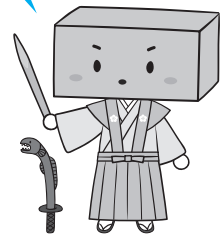
車両など  
・消防積載車 2台  
・バス 1台

# 退職後の国保の手続きはお早めに！

問 国保年金課（西館1階）【担当】塚元・本村 ☎37・6101

退職して職場の健康保険の資格を喪失した人は、切り替えの手続きが必要です。期限内の手続きをお願いします。

**自動的に切り替わりません！  
手続きが必要です。**



**任意継続被保険者制度に加入することができます。**  
※共済組合など加入期間が1年以上必要な場合もあります。勤務先にご確認ください。

退職日の翌日から**20日以内**に手続きしてください。(加入期間最長2年)  
※期間を過ぎると手続きができなくなります。

**【問合せ・手続き先】**  
全国健康保険協会 佐賀支部（協会けんぽ）  
☎27・0611

※協会けんぽ以外の方は、加入されている組合に問い合わせください。  
※任意継続被保険者制度は、**保険料を納付期日までに納付しなかった場合**、加入期間中でも資格が喪失します。

国保に加入してください。

退職日の翌日から**14日以内**に手続きしてください。

**◆持参する物**

- ・事業所が発行した資格喪失証明書
- ※扶養者がいない場合は離職票でも可
- ・マイナンバーが分かるもの（世帯主および加入者全て）
- ・印かん（世帯主および手続きをする人）
- ・身分証明書

**【問合せ・手続き先】 国保年金課（西館1階）**

**💡**届出が遅れた場合でも、国保への加入日は**前の健康保険の資格がなくなった日までさかのぼるため**、保険税もさかのぼって計算し課税されます。

## 試算後の加入をおススメします！

国保は前年の所得によって保険税が決まります。任意継続の保険料と国保税を試算し、どちらの健康保険へ加入するかご検討ください。

- ・国保税の試算 ⇒ 税務課（☎37・6103）にお問い合わせください。
- ・任意継続の保険料 ⇒ 協会けんぽ（☎27・0611）または加入されている組合にお問い合わせください。

### 就職などで職場の健康保険に加入する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。**14日以内**に手続きしてください。

- ◆持参する物**
- ・新しく加入した健康保険証（全員分）
  - ・国保の保険証
  - ・マイナンバー（世帯主および喪失者全て）

### 学生で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保に継続して加入できます。※毎年の届出が必要です。

- ◆持参する物**
- ・学生証の写しまたは在学証明書  
※4月から入学する人は入学が確認できるもの
  - ・国保の保険証（差し替えます）
  - ・印かん

## 65歳以上の介護保険料のお知らせ

問・佐賀中部広域連合 業務課 【担当】 田中・音成 ☎40・1135  
 ・高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 野田・辻田 ☎37・6108

平成30年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況などによって7月に確定します。このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

**特別徴収（年金天引き）**  
 4・6・8月の納付額は、平成30年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成30年2月と同額を天引きします。（8月から保険料が変更になる場合もあります）

**普通徴収（納付書・口座振替）**  
 4月から7月までは平成30年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成29年度住民税の課税状況により算定した保険料を暫定的に納付することになります。

平成30年度の納入通知書は、4月中旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

**4月2日以降に65歳になる人**  
 介護保険料の通知書を65歳になる月（誕生日の前日）の属

する月の翌月に送付します。徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により納期限までに納付してください。

年金天引きの開始は、65歳到達からおおむね6カ月後からとなります。

**口座振替が便利です**  
 手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

**介護保険料の減免**  
 火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免等の制度があります。

また、保険料段階が第2段階または第3段階の人を対象とした減免制度もあります。

詳細は、佐賀中部広域連合または高齢障がい支援課へ問い合わせください。

第7期における、所得段階ごとの保険料は以下の表のとおりです。

所得段階	対象となる人	率	保険料
第1段階	・生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税 ・世帯全員非課税で「所得※」が80万円以下の人	基準額×0.45 (軽減後)	月額 2,682円 (年額32,184円)
第2段階	世帯全員非課税で「所得※」が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	月額 4,470円 (年額53,640円)
第3段階	世帯全員非課税で「所得※」が120万円を超える人	基準額×0.75	月額 4,470円 (年額53,640円)
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で「所得※」が80万円以下の人	基準額×0.9	月額 5,364円 (年額64,368円)
第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で「所得※」が80万円を超える人	基準額	月額5,960円 (年額71,520円)
第6段階	本人課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	月額 7,152円 (年額85,824円)
第7段階	本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	月額 7,748円 (年額92,976円)
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	月額 8,940円 (年額107,280円)
第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	月額 10,132円 (年額121,584円)
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.9	月額 11,324円 (年額135,888円)
第11段階	本人課税で合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.1	月額 12,516円 (年額150,192円)

・第1～5段階の「所得※」は、「合計所得金額+課税年金収入額-課税年金に係る雑所得」のことです。  
 ・長期（短期）譲渡所得金額の特別控除の適用がある場合には、「合計所得金額」から「特別控除額」を控除した金額になります。



# 高齢者の肺炎球菌予防接種のお知らせ

問 健康増進課（西館1階）【担当】古賀・松尾 ☎37・6106

## 〈平成30年度対象者〉

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日生
70歳	昭和23年4月2日～ 昭和24年4月1日生
75歳	昭和18年4月2日～ 昭和19年4月1日生
80歳	昭和13年4月2日～ 昭和14年4月1日生
85歳	昭和8年4月2日～ 昭和9年4月1日生
90歳	昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日生
95歳	大正12年4月2日～ 大正13年4月1日生
100歳	大正7年4月2日～ 大正8年4月1日生

平成30年度、高齢者肺炎球菌定期接種の対象は次のとおりです。  
対象者には4月上旬に、はがきを送付しています。

**接種期限**  
平成31年3月31日(日)  
※期限を過ぎると全額自己負担（8,000円程度）となります。

**対象者**  
次の①、②のいずれかに該当し、接種を希望する人  
※ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)を自費・公費問わず接種をしたことがある人は対象外となります。

①平成30年度中に左記の年齢となる人  
②接種当日に60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある人  
(身体障害者手帳1級程度)

**接種回数** 1回  
**費用(自己負担額)** 2,500円  
※医療機関でお支払ください。生活保護受給者には費用免除があります。



## 医療機関へ持参するもの

- ・健康保険証
- ・対象者に送付しているはがき
- ・生活保護受給者は、証明書
- ・60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳
- ・予診票(市外で接種する人)
- ※市内の医療機関には予診票を準備しています。

※市外の医療機関で接種を希望する人は、医療機関へ予約後、予診票を健康増進課、各保健福祉センターまたは、各出張所市民課窓口でお受け取りください。

## 接種場所

県内の医療機関であれば接種できますが、一部の医療機関で接種できない場合もあります。

必ず事前に医療機関にご確認ください。

市内の接種できる医療機関は、4月上旬に全戸配布している「平成30年度小城市年間健康カレンダー」の裏面をご覧ください。

# 障がいのある人の緊急時の受け入れ体制を整備しました

問 ・高齢障がい支援課（西館1階）【担当】北古賀・石井 ☎37・6108  
・小城・多久障害者相談支援センター（桜楽館内） ☎71・1250

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするための事業です。

主な内容としては、小城・多久障害者相談支援センターと連携した24時間365日の相談支援体制の確保と、介護者の急な入院や不在時など、地域の施設と連携しながら、在宅の障がいのある人の緊急的な短期入所に対応できる体制を整えました。

緊急時の短期入所利用については、利用者の心身の状況などを事前に市に登録していただく必要があります。事前登録を希望される人は、問い合わせください。また、「親亡き後」の将来の不安を解消するために、グループホームの体験入所も勧めています。

# 税務課からのお知らせ

小城市ホームページから

市税 納期限一覧 検索  
軽自動車税 減免 検索

問 申 税務課 (西館1階)

〈納期限について〉 【担当】 福田・岸川 ☎37・6104  
〈減免手続きについて〉 【担当】 上野・久保田 ☎37・6103

## 納期限一覧

## 税金は納期限内に納めましょう

税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限日		5/31	7/2	7/31	8/31	10/1	10/31	11/30	12/28	1/31	2/28	4/1

安心・便利・確実な口座振替をご利用ください!

### 口座振替ができる税金

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(普通徴収)

### 手続き方法

市内にある左記の金融機関に、必要なものを持参し、手続きしてください。

### 口座振替ができる金融機関

佐賀銀行／佐賀共栄銀行／九州労働金庫／佐賀東信用組合／佐賀県農業協同組合／佐賀県信用漁業協同組合連合会／ゆうちょ銀行

### 必要なもの

- ・振替する口座の預(貯)金通帳
- ・通帳のお届け印
- ・納税通知書など振替内容が確認できるもの

※申し込みから振替開始まで1カ月ほどかかります。

**注意** 振替ができなかった場合の再振替は行いません。

軽自動車税の減免手続きについて

身体障がい者等の人の日常生活に不可欠な生活手段として使用される軽自動車について、一定の要件(障がいの程度、自動車の名義、使用目的など)を満たす場合は、減免の対象となります。

### 注意事項

- ・減免を受ける車両は、普通自動車(真税事務所申請分)を含め1台のみです。
- ・減免を受けた場合、福祉タクシー券の交付は受けられません。

※車両の登録事項に変更がない場合は、今回申請をする必要はありません。

### 申請に必要な書類

- ・納税通知書
- ・身体障害者手帳等(原本)
- ・運転者の運転免許証(表裏の写しでも可)
- ・車検証
- ・印かん(認め印で可)

・使用目的証明書(家族が所有、または運転する場合)

・申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

### 申請期間

5月初旬(納付書が手元に届いてから)～5月31日(木)

※申請期限を過ぎた場合は受け付けできません。

### 申請場所

税務課(西館1階)  
詳細は問い合わせください。

### 軽自動車税・固定資産税納税通知書の発送日

今年度の納税通知書の発送日は4月27日(金)です。

### 佐賀県森林環境税について

課税期間が平成30年度から5年間延長されました。  
県民税均等割のうち500円は、県内の森林環境保全のために使用されます。

問 佐賀県 税政課

☎ 25・7021

# 木造住宅の耐震診断・耐震改修を支援します

小城市ホームページから  
耐震 検索

問 定住推進課（東館1階）【担当】嘉村・永田 ☎37・6150

熊本地震で、多くの古い住宅が被害を受けたことから、市では木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用に補助を行います。

## 補助対象となる住宅

- 次の全てに該当する住宅
- ① 市内にある木造住宅
  - ② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
  - ③ 柱、梁<sup>はり</sup>その他の主要構造部が、木材の在来軸組構法または木造枠組壁構法によって造られた住宅
  - ④ 個人が所有し、自ら居住する一戸建て住宅（店舗等を兼ねるものは対象外）

## 補助の対象者

補助対象となる住宅を所有し居住する人、またはその親族などで耐震診断・耐震改修の費用を負担する人

	耐震診断	耐震改修
補助の条件	一般社団法人佐賀県建築士会および一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築事務所に所属する人に診断してもらうこと	耐震診断を実施し、その結果耐震化基準を満たしていないこと ※耐震診断を実施していない住宅の改修は対象になりません。
補助金の額など	<b>【現況図面がある場合】</b> 自己負担額1万円（診断費用6万円のうち、5万円を補助） <b>【現況図面がない場合】</b> 自己負担額1万5千円（診断費用9万円のうち、7万5千円を補助）	耐震改修工事費の23% （上限：34万5千円）
<b>募集期間</b> 5月7日（月）～11月30日（金） ただし、申請額の合計が予算に達した場合、受け付けを終了する場合があります。事前に担当までご相談ください。		

※耐震診断については、来年度から補助率が変わり、現況図面がある場合は4万円の補助、ない場合は6万円の補助となります。

# 平成30年度 小城市就学相談会を開催します

小城市ホームページから  
就学相談会 検索

問 ・学校教育課（東館2階）【担当】松崎・平石 ☎37・6131  
 ・保育幼稚園課（西館1階）【担当】西村・山本 ☎37・6109

平成31年度の就学（小学校・中学校）に向け、不安のある人に教職員などが相談に応じます。

例「ことばの発達に遅れがある」「見えにくかったり聞こえにくかったりする」「病気がち」「行動に落ち着きがない」など

## 《就学相談会》

日時 5月17日（木）  
9時～16時

場所 桜葉館

※特別支援学校ごとの就学相談会は8月ごろに実施予定です。

## 申込方法

・子どもが通っている学校や幼稚園、保育所などで申し込みください。  
 ・家庭で保育されている場合は直接、保育幼稚園課へ申し込みください。

申込期限 4月27日（金）

# 平成29年度 自主防災活動実績報告

問 防災対策課 (西館2階) 【担当】友田・辻 ☎37・6119

東日本大震災以降、九州でも熊本地震や九州北部豪雨被害があり、地域防災の強化を目指し、国や県から区域住民主体による自主防災組織の活動が強く望まれています。

また、市でも機会をとらえ、広く住民の皆さんに自主防災活動の普及を呼びかけているところです。

要望のあった行政区に向き、防災出前講座や防災訓練を実施しており、内容も地域の実情により具体的に配慮しています。お気軽にご相談ください。

平成29年度の自主防災組織の活動結果をご紹介します。



## 防災活動実績

① 防災出前講座 15地区  
参加者 398人



② 防災訓練 5地区  
参加者 288人



③ 地区防災連絡会 6地区  
参加者 71人



④ 自主防災組織リーダー研修 2団体 参加者 162人



## 皆様のご意見を募集します ～パブリック・コメント～

小城市ホームページから  
パブコメ 検索

問 教育総務課 (東館2階) 【担当】於保・野田 ☎37・6130 FAX 37・6167

### 小城市の学校給食運営方針

学校における「食育」の観点から、子どもたちの健全な発育に必要な食事を提供するため、学校給食運営方針を作成しました。  
この計画に対する皆さんの意見を募集します。

### 資料の公表先

- ・市ホームページ
- ・教育総務課

### 募集期間

4月20日(金)～5月19日(土)

### 意見の提出

住所、氏名、電話番号を明記の上、持参、郵送、FAXまたはEメールで提出してください。  
(様式は任意)

### 提出先

〒845-1851

(小城市役所専用の郵便番号)

小城市役所 教育総務課 宛

✉ kyouikusunmu@city.

ogi.lg.jp

# 「協働」「男女共同参画」の補助金を活用してみませんか

小城市ホームページから

市民協働 補助金 検索  
男女共同 補助金 検索

問 企画政策課 (西館2階) 【担当】池田真・中島 ☎37・6115

事業名	①地域リーダー等育成事業	②活動力アップ支援事業
内容	国、地方公共団体、NPOなどが主催、共催または後援する研修などへの参加	地域での課題解決のため、CSOなどが自主的に行う協働によるまちづくり活動
対象	市内CSOに所属する市民または市内の事業所に勤務する者	市内CSOなど
補助率 (限度額)	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内 (1人 5万円まで)	1回目 補助対象経費の10分の9以内 (1団体 15万円まで)
		2回目 補助対象経費の10分の7以内 (1団体 13万円まで)
		3回目 補助対象経費の10分の5以内 (1団体 10万円まで)

**協働のまちづくり推進事業補助金**  
地域コミュニティの活性化および特色のあるまちづくり活動に対して、補助金を交付します。

※協働 立場や手法が違う組織同士が、共通の目的や課題のために、情報や手法、人的資源などを持ち寄り、対等の立場で協力して働くこと。

※CSO 市民社会組織の略。NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体の呼称。

## 男女共同参画推進事業補助金

男女共同参画社会の実現に向けて、市内で行う自主的かつ積極的な活動に対して補助金を交付します。

### ※男女共同参画社会

女性も男性も、誰もがお互いにその人の人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

事業名・内容	①男女共同参画に関する研修会等参加事業	②男女共同参画に関する研修、啓発活動等開催事業	
		ア 研修会、啓発活動等開催事業	イ 啓発資材作成及び頒布事業
対象	市民または市内の事業所に勤務する者	市内に活動拠点をもち、市内で活動している団体	
補助率 (限度額)	補助対象経費のうち参加者が負担する額の10分の9以内 (1人 5万円まで)	補助対象経費の10分の8以内 (1団体 10万円まで)	
補助回数	1年度につき1人1回 通算して2回を限度	1年度につき、それぞれ1団体1事業まで	

補助金の申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

# 第3次小城市食育推進計画 策定委員会の委員募集

小城市ホームページから  
食育計画策定委員募集 検索

問 申 健康増進課 (西館1階) 【担当】井上・林 ☎37・6106 FAX 37・6162

## 応募資格

市内在住で食育に関心があり、平日の昼間開催する策定委員会に出席できる人(4回開催予定)

**任期** 5月～平成31年3月

**募集人員** 2人以内

**報酬** 5,000円/回

## 応募方法

任意の用紙に①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤性別、⑥職業、⑦「食育推進でめざすもの」または「応募の動機」(800字以内)をまとめたものを記入し、郵送、または持参してください。

**応募期限** 5月11日(金) 必着

※書類ごとに審査し、結果を後日通知します。

## 提出先

〒845-1851  
小城市役所 健康増進課 宛

## フォトコンテスト受賞作品介绍

小城市ホームページから  
フォトコンテスト 検索

問 人権・同和対策室（西館1階）【担当】西村・原田 ☎37・6136

AR動画が  
見られます  
COCOAR2



【最優秀賞】  
・作品タイトル  
「お父さん大好き」

家庭・職場・地域・学校など、日常生活のさまざまな場面や身近な人々を「人権」という視点で捉えた写真を募集しました。応募いただいた作品の中から入賞された作品を紹介します。写真は平成30年度も募集中です。みなさんの応募をお待ちしています。



「ずっと仲良し」

【小城市社会人権・同和教育推進協議会会長賞】



「ゆっくりと、一緒に。」



「家族の絆」

【優秀賞】

## 講師デビューしませんか？

小城市ホームページから  
体験講座 検索

問 申 三日月公民館 【担当】高塚・藤木 ☎72・1616

市内の公民館では、「公民館体験講座」を実施しています。そこで、知識・経験を活かし、生涯学習のお手伝いをしていただく市民講師を募集します。

芸術、文化、教養、スポーツなど、さまざまな分野で活躍できる人のご応募をお待ちしています！

**講師として申し込みできる人**  
20歳以上で講座の実施に当たり健康上の不安がなく、市内に在住または勤務されている人。

**講師が企画する内容**  
講座内容のジャンルは問いません。ただし、特定の政治、宗教に偏るもの、営業性の強いものはできません。また、講座の開催は、原則として1回です。

**講師の役割**  
講座は準備から後片付けまで、すべて講師が運営します。公民館職員が補助を行います。

**開講の開催時期**  
8月から平成31年3月の期間内で設定します。

**予定会場**  
ゆめぷらっと小城、ドゥイング三日月、牛津公民館、あしぱる

**受講生定員**  
20人程度で設定し、受講生は広報・市ホームページなどで市が募集します。

**受講料**  
原則として無料ですが、材料が必要な場合は実費を受講者から徴収します。

**講師謝金** 8,000円

**応募期限** 5月31日(木)

**応募方法**  
講座実施企画書に必要事項を記入し提出ください。選考については提出していただいた企画書を選考し、採用の可否を6月末までに郵送にて通知します。

講座実施企画書は市ホームページからもダウンロードできます。

## 平成30年4月から市役所の組織が変わりました

市民の皆さんのさまざまな意見に柔軟かつ迅速に対応し、良質なサービスが提供できるように、組織の再編を行いました。

変更があった市役所内の組織機構、業務内容は、次のとおりです。

部	課	係	主な業務	電話番号
総務部	総務課	庶務文書係	条例・規則、地縁団体、情報公開、職員給与、福利厚生、職員の衛生管理	☎37・6112
		人事給与係		
		衛生管理係		
	防災対策課	消防防災係	消防、防災、交通安全、防犯	☎37・6119
	財政課	財政係	予算、財政計画、庁舎管理、公有財産、指名願（工事・物品）、契約管理	☎37・6117
		管財係		
		契約管理係		
	企画政策課	政策調整係	総合計画、行政改革、統計調査、男女共同参画、市民協働、電算システム	☎37・6115
		協働推進係		
		情報政策係		☎37・6116
総合戦略課	総合戦略係	総合戦略、市長特命の行政課題、ふるさと応援寄附金、公共交通、秘書、広報公聴	☎37・6110	
	秘書広報係		☎37・6113	
建設部	建設課	工務係	道路・橋梁・河川・水路、公共土木施設災害復旧、法定外公共物の占用、交通安全施設の整備	☎37・6120
		管理係		
	下水道課	工務係	下水道整備、下水道使用料、下水道維持管理、浄化槽整備	☎37・6122
		管理係		
	都市計画課	都市計画係	都市計画および都市計画道路、公園・緑地、土地区画整理、開発行為、建築確認	☎37・6121
		都市整備係		
	定住推進課	定住対策係	移住・定住対策、市営住宅、空き家対策	☎37・6150
空家対策係				
教育委員会	教育総務課	庶務係	教育委員会会議、育英資金（奨学金）、学校施設整備、児童・生徒の転入学、就学援助、放課後児童クラブ、通学区域、学校給食、学校食育	☎37・6130
		施設係		
		学事係		
		学校給食係		
	保育幼稚園課	保育幼稚園係	保育園・幼稚園・認定こども園	☎37・6109
		指導管理係		
	学校教育課	指導係	小学校・中学校、教育相談（いじめ・体罰・就学相談などを含む）	☎37・6131
生涯学習課	社会教育係	社会教育、公民館、青少年健全育成、社会教育関係団体、野外研修センター、スポーツ振興、社会体育施設	☎37・6132	
	社会体育係			

※市民部、福祉部、産業部、水道課（ゆめぷらっと小城内）、文化課（桜城館内）、各公民館、窓口出張所および市民病院は、変更がないため掲載していません。

# 平成30年度 人事異動

平成30年4月1日付けで市職員の人事異動を行いました。係長以上の異動は次のとおりです。

産業部 農林水産課 副課長	本村 正剛	<b>部長級</b>	総務部長	高島 政孝
農村整備課 副課長	納富 武司	福祉部長	熊谷 郁子	
商工観光課 副課長 兼 企業誘致係長	相原 伸治	建設部長	江頭 正秀	
建設部 建設課 副課長	岩崎 広幸	学校教育担当部長	江頭 直樹	
都市計画課 副課長	空閑 剛	市民病院 事務部事務長	園田 秀貴	
定住推進課 副課長	森永 健一	<b>課長級</b>	総務部 総務課長 兼 選挙管理委員会事務局長	野口 司郎
会計局 副課長	川原小百合	企画政策課長	麻生 義之	
水道課 副課長 兼 工務係長	田中 伸嗣	総合戦略課長	大坪 充典	
教育委員会 教育総務課 副課長	副島 政隆	市民部 税務課長	南里 智紀	
保育幼稚園課 副課長 兼 指導管理係長	西村ゆかり	福祉部 社会福祉課長	真島 孝男	
文化課 副課長 兼 三日月図書館係長	福地 寿子	高齢障がい支援課長	水田 恵三	
文化課副課長	田久保佳寛	健康増進課長	小柳 祥康	
<b>係長級</b>		建設部 都市計画課長	池田 宏和	
総務部 総務課 庶務文書係長	田中 雅久	定住推進課長	坂田 啓子	
総務課 衛生管理係長	南里 真美	教育委員会 教育総務課長	橋間奈津子	
防災対策課 消防防災係長	友田 慎二	生涯学習課長	深町 治広	
財政課 財政係長	古賀 勝貴	議会 事務局次長	圓城寺士朗	
企画政策課 政策調整係長	清水 麻美	<b>副課長級</b>	総務部 総務課副課長 兼 選挙管理委員会事務局副局長	岸川 斉
企画政策課 協働推進係長	永淵 実希	総務課付 副課長	熊手 達夫	
総合戦略課 総合戦略係長	西田 浩二	財政課 副課長	久保 吉政	
総合戦略課 秘書広報係長	南里淳一郎	企画政策課 副課長	池田 真澄	
市民部 市民課 窓口係長 (小城出張所)	中尾 浩司	総合戦略課 副課長	池田 博信	
市民課 窓口係長	相川 直紹	市民部 税務課 副課長	江頭 国恵	
市民課 窓口係長 (牛津出張所)	森本 剛司	環境課 副課長 兼 施設係長	長尾 輝彦	
税務課 資産税係長	徳廣 忠彦	環境課付 副課長 (天山地区共同環境組合派遣)	福元 光弘	
税務課 納税対策係長	貞松 孝憲	福祉部 社会福祉課 副課長	島ノ江かよ子	
国保年金課 国保年金係長	川浪 宏一			
国保年金課付 係長 (佐賀県後期高齢者医療広域連合)	右近 貴臣			
環境課 環境係長	池田 善一			



定住推進課 空家対策係長	大久保隆宏
会計局 審査出納係長	村岡 由章
水道課 業務係長	桑原 健司
教育委員会 保育幼稚園課 保育幼稚園係長	松尾 浩之
生涯学習課 牛津公民館係長	野田 知秋
生涯学習課 芦刈公民館係長	古賀 義文
文化課 文化振興係長	小柳 暁寛
文化課 小城図書館係長	鍵山 宏子
監査委員事務局 係長	北島富美子
選挙管理委員会 事務局係長	下川 康弘

福祉部 社会福祉課 子育て支援係長	古賀 愛康
高齢障がい支援課 地域包括推進係長	手塚 康介
高齢障がい支援課付 係長 (佐賀中部広域連合派遣)	南里 実
健康増進課 母子保健係長	松尾 延子
健康増進課 健康づくり係長	林 都
産業部 農林水産課 農産係長	手島 弘貴
農村整備課整備係長	山口 大輔
建設部 建設課 管理係長	大坪 英樹
都市計画課 都市整備係長	挽地 貞仁
都市計画課 都市計画係長	岩本 健二
定住推進課 定住対策係長	嘉村 卓

**新規採用  
職員紹介**

生涯学習課	中島 俊介 前田 浩史
保育幼稚園課	川谷 祐紀
砥川保育園	末廣 彩夏
三日月幼稚園	松尾 香穂

市民病院	川副ひかり 末永 竜也
税務課	松尾 健吾
高齢障がい支援課	小副川さおり 仲井 寿子

農林水産課	天川 詢也
農村整備課	藤田 大貴
建設課	池田 義樹
都市計画課	古賀 俊次
下水道課	篠原 徹

**犬・猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します** 小城市ホームページから  
犬・猫 検索

問 環境課 (西館1階) 【担当】池田・久本 ☎37・6102

**手術一週間前までに申請が必要です!**

毎年、無秩序な繁殖で産まれた子犬や子猫が、不幸にも多数殺処分されています。不必要な繁殖を防止し、適正に管理していただくため、不妊去勢手術費用の一部を補助します。

**対象者**

- ・市に居住し(住民基本台帳に記載されている人)、市税などを滞納していない人
- ・補助対象者の所有する販売を目的として飼育されていない犬と猫
- ※犬の場合は、登録を行い、直近1年以内に注射済票の交付を受けていること。

**狂犬病の予防接種はお済みですか?**

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

**申請方法**

環境課で申請書に必要事項を記入し、提出してください。

※手術を受けられた後に申請されても受け付けできません。

※補助金には限りがあり、年度内でも受け付けを終了する場合があります。

対象	性別	補助額
犬	雄	3,000円
	雌	5,000円
猫	雄	2,000円
	雌	3,500円

(当該年度2頭まで/1世帯)

# 小城市サガン鳥栖交流事業 2018 Jリーグ観戦 第1弾応援バスツアー！

小城市ホームページから  
サガン鳥栖 検索

問 生涯学習課（東館2階）【担当】村岡・石橋 ☎37・6132

サガン鳥栖の観戦チケット（B自由席・バックスタンド）を左記の優待価格で販売します。

### 優待価格

- ・大人 3,000円
- ↓ 1,500円
- ・子ども（小中高生） 1,500円

↓ 1,000円

### 試合開催日時・場所

5月20日(日)

15時キックオフ  
ベストアメニティスタジアム（鳥栖市）

### 対戦相手

FC東京

### 観戦バス

無料の送迎バスが出ます。  
※先着順で76人分です。集合時間などはチケット配布時にお知らせします。

### 販売期間・場所

・5月9日(水)午前中  
小城市役所 西館2階  
大会議室

・5月9日(水)午後5時

小城市役所 東館2階  
生涯学習課（平日のみ）  
※チケットがなくなり次第、終了します。

### 受付時間

8時30分～17時15分

### 販売枚数

- ・大人チケット 130枚
- ・子どもチケット 30枚

### その他

- ・販売対象者は、市内在住者のみです。
- ・1人4枚までです。
- ・電話での予約、受付はできません。
- ・おつりがでないように準備をお願いします。

## 心のひろば

### 「共に生きる社会」

社会教育指導員 古川教子

「共に生きる社会」という言葉を耳にする機会が多くなってきました。性別や年齢、民族、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが「ちがいを認め合い、一人一人が多様な生き方を自らの意志で選択することができる社会。確かに素晴らしいと感じますが、すべての人が本当に意味を理解し、実行していけるには、まだまだ課題が山積のようです。

先日、第39回「少年の主張 佐賀県大会」の発表文集を読む機会があり、その中の優秀賞「障がいと共に生きる」を読み、思わず目頭が熱くなりました。作者は、世の中には障がい者に対し、「相模原障害者施設殺傷事件」の犯人と同じような考えを持っている人がいるという事実にとってもつら

い思いをされ、また、自身も悔しい思いや、つらい思いを経験されたであろうに、家族や学校の先生、友人など多くの周りの人たちのサポートで見方が変わり、「障がいのことを悪く思わず、一生のパートナーであり、支えてくれるものだと考えるようになりました」と非常に前向きな考えでまとめてありました。

共に育つ、共に学ぶ、共に生きるというのは誰もが簡単に実行できることではありません。

しかし、「自分には関係ない、面倒だ」と思わず、まずは知ることから始めてみませんか。今年も「じんけんふれあいセミナー」、「心にひびけ!!映画会」を開催予定です。一人でも多くのご参加をお待ちしています。

問 人権・同和対策室（西館1階）【担当】西村・原田 ☎37・6136